

第1回 農集・浄化槽事業審議会（会議要旨）

令和4年9月5日（月）
東陽支所2F 会議室
【委員15名全員出席】

【全体】

1. 使用料収入に人口減少を見込んであるが、どの程度の未来予想をしているのか

今回は前回の審議会から今回の審議会（平成31年度から令和4年度）の間で、人口減少による使用料収入の減少を見込んで試算をしている。

2. ある集落では、住民票を置いたまま施設への入所などで住んでいない世帯が1割ほどいる。

人数の算定は、住民票とは関係なく、異動届を提出により、人数の増減を行っている。また、毎月末に住民票を基に調査も行っており、疑義がある場合、支所職員に現地調査を依頼する。

3. 使用料の算定方法はどのようにしているか。また、維持管理経費の交渉を委託業者と行っているか。

使用料の算定は、使用料対象経費の100%になるように試算している。業者との金額交渉はしていない。

3. 使用料収入の算定方法は。

実際に収納されている額で算定している。

《農集》

4. 資料②4ページの維持管理費が増減する理由は。

処理場は初期投資が多くかかっており、それを償還金として先延ばして支払っている。償還金は、処理場や管などの工事をした事業費により、年度ごとで変わってくる。

《浄化槽》

5. 以前は数名で住んでおり8人槽を設置しているが、今は単身世帯である。このような場合の料金はどうか。

平成30年度の審議会でも、人槽人数制から人数制になったため、浄化槽の大きさによる金額差はない。

6. 資料③4ページ【参考3-3】令和5年以降の収支に、プラスの時とマイナスの時がある理由

納付書を2年に1回印刷しているため、その費用が掛かるときはマイナスになる。

7. 検査の回数を減らすような維持管理費を削減する方策はあるのか。

検査は法で定められているため、5人槽であれば1人でも5人でも維持管理にかかる費用は変わらず、削減は難しい。昨年度の浄化槽設置から、人槽緩和により設置する浄化槽を7人槽から5人槽とすることで、設置後の経費削減を行っている。